

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 6 号

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「出場手当」を「出動手当」に改める。

別表第 3 出場手当の項中「出場手当」を「出動手当」に、「出場で」を「出動で」に、「の消防活動業務」を「の出動で消防活動業務」に改め、同表救助隊員等手当の項中「出場し」を「出動し」に、「出場手当」を「出動手当」に改め、同表夜間特殊業務手当の項中「※夜間勤務手当と併給する。」を削り、同表に次のように加える。

緊急消防援助隊手当	消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号） 第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊 として行う業務に従事した職員	日額	1 , 4 4 0 円
	上記のうち、災害対策基本法（昭和 3 6 年 法律第 2 2 3 号）に基づく立入禁止等の措置 がなされた区域等著しく危険な区域において 行う業務に従事した職員	日額	2 , 8 8 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係

る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 7 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者

であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第 6 3 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 2 0 万円」を削り、「1 5 0 万円」を「1 8 0 万円」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 第 1 項中「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に、「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 2 0 条第 1 項」を「、附則第 1 9 条の 3 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 1 0 条の 2 中第 5 項を第 1 2 項とし、第 4 項を第 1 1 項とし、第 3 項を第 1 0 項とし、第 2 項の次に次の 7 項を加える。

3 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

4 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

5 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

6 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

7 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

8 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

9 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 1 0 条の 2 に次の 1 項を加える。

1 3 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 17 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

- 第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるの

は、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改定規定及び附則第 7 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附

則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改定規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の伊勢崎市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する

特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

伊勢崎市条例第 18 号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項を附則第 19 項とし、附則第 17 項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 12 項から第 14 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とし、附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 7 項から附則第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合）

7 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市みどりの基本計画審議会条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

伊勢崎市条例第 19 号

伊勢崎市みどりの基本計画審議会条例

(設置)

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条の規定に基づき、市内の緑地の保全及び緑化の推進を図るため、市長の附属機関として伊勢崎市みどりの基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市が定める伊勢崎市みどりの基本計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、公募による市民その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めたときは、会議を省略し、書面による協議に付することができる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部GX推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による審議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

(伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

環境美化審議会会長	日額	10,300円
-----------	----	---------

を

同 委員	日 額	9 , 1 0 0 円
------	-----	-------------

」

「

環境美化審議会会長	日 額	1 0 , 3 0 0 円
同 委員	日 額	9 , 1 0 0 円
みどりの基本計画審議会会長	日 額	1 0 , 3 0 0 円
同 委員	日 額	9 , 1 0 0 円

に

」

改める。